

第4章 将来像の実現に向けた基本戦略

1. 2050年東京の将来像を実現するための基本戦略

第3章で示した2050年東京の将来像を実現するために、都民・事業者・民間団体・行政など様々な主体が連携・協働して今後、令和12(2030)年を対象期間として取り組むための3つの基本戦略を示します。



基本戦略 I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。



基本戦略 II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。



基本戦略 III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

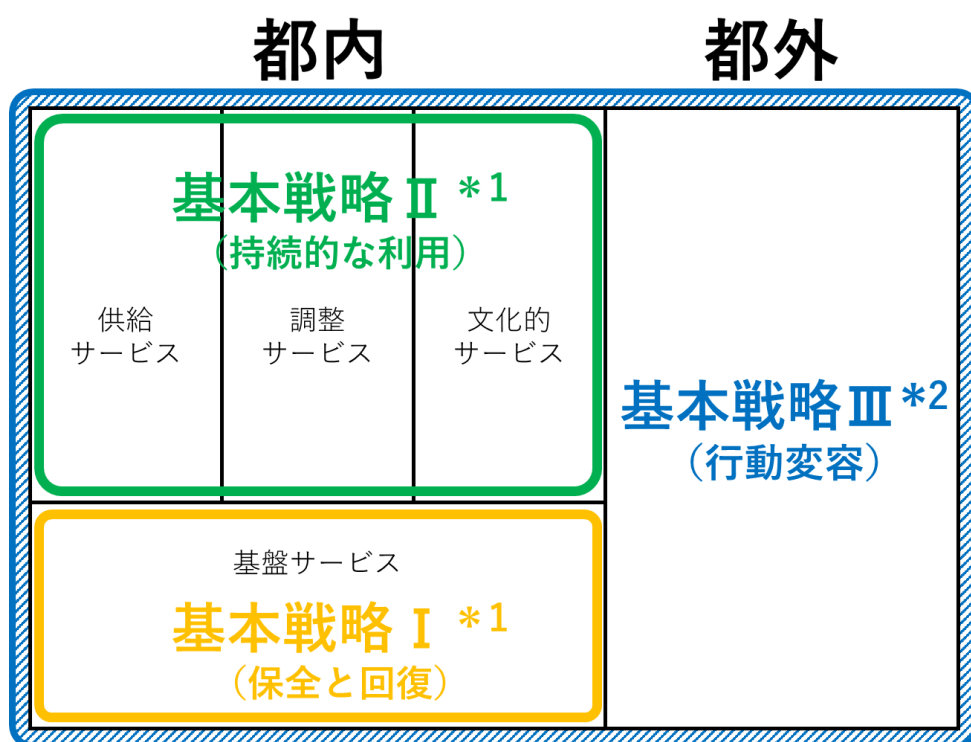
【生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性（イメージ）】

下図は生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性を示しています。

基本戦略Ⅰは、「生物多様性の保全と回復」を軸として生態系サービスの土台となる基盤サービスの維持向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅱは、「生物多様性の持続的な利用」を軸として、供給サービス、調整サービス、文化的サービスの最大化による都民生活の向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅲは、「生物多様性に関する理解と行動変容」を軸としており、都内だけではなく都外、地球規模の課題も視野に入れた行動を促すことを目的とする戦略です。



- * 1 基本戦略Ⅰ及びⅡは、基本的に都内を対象としていますが、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部も含めて整理しています。
- * 2 基本戦略Ⅲは、都外からの生態系サービスを利用している視点から、都外に影響を与える都内の消費行動の変容なども対象にしています。

生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性（イメージ）

2. 3つの基本戦略における取組体系

2050年東京の将来像を実現するための3つの基本戦略を掲げ、その下に10の行動方針を掲げた取組体系を次のとおり示します。

基本戦略	行動方針
<p style="text-align: center;">基本戦略 I</p> <p>生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全 2 希少な野生動植物の保全と外来種対策 3 人と野生動物との適切な関係の構築 4 自然環境情報の収集・保管・発信
<p style="text-align: center;">基本戦略 II</p> <p>生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす</p>	<ol style="list-style-type: none"> 5 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス） 6 防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス） 7 快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）
<p style="text-align: center;">基本戦略 III</p> <p>生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 8 生物多様性の理解促進 9 生物多様性を支える人材育成 10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

具体的な行動方針

3. 基本戦略ごとの各主体による主な取組

生物多様性の取組を推進するためには、行政だけでなく、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていく必要があります。そのため、基本戦略ごとに将来像を実現するための各主体による主な取組を掲載しています。

各主体は①東京都、②区市町村、③都民、④事業者、⑤民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、⑥教育・研究機関（専門家含む）、の6つの主体で整理しており、都以外の主体については、都が各主体に期待する主な取組として掲載しています。なお、都と区市町村の取組内容が類似する場合には、「都・区市町村」としています。

基本戦略 I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

行動方針1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

1-1 生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大

～リード文調整中～

■都の取組

- 東京都自然保護条例に基づく、東京都保全地域の新規指定・公有化を進めるほか、レンジャーやボランティアとも連携しながら、自然公園や保全地域、水道水源林などの都内の自然環境を適切に保全します。
- 荒廃した人工林を間伐して針広混交林化を目指す取組や、鳥獣保護区の指定による野生鳥獣の生息場所の確保などにより、都内の生物多様性保全の基盤となる森林環境を確保します。
- 都立公園や海上公園の新規開園を進め、担保性のあるみどりを拡大するほか、既存のみどりにおいても生物多様性の保全を進めていきます。
- 「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）」の取組を促し、生物多様性保全エリアの拡大を促進します。

■区市町村の取組

- 公園・緑地の整備、自然地の保全等によって、良好な生態系を形成します。

■都民の取組

- 保全地域や公園・緑地、水辺などの生物多様性上重要な地域において、市民協働で行う保全活動に積極的に参加します。

- 自然公園や保全地域を利用する際は、踏みつけによって植生を傷めるおそれがあるため、登山道や散策路を外れないようにします。

■事業者の取組

- 行政やNPO等と連携し、保全地域で社員による保全活動を実施します。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「民間取組等と連携した自然環境保全(OECM)」に位置付け、将来にわたって保全します。

■民間団体の取組

- 行政や事業者と連携し、保全地域や公園・緑地、企業緑地などにおいて、市民ボランティアによる保全活動を企画、実施します。

■教育・研究機関の取組

- 学校や大学、研究機関が所有する敷地の緑地や水辺などを「民間取組等と連携した自然環境保全(OECM)」に位置付け、将来にわたって保全します。
- 将来を担う次世代に対して、各地域の生物多様性保全の重要性について伝えていきます。
- 保全地域や公園・緑地の保全活動について、専門的立場から助言します。

1-2 エコロジカル・ネットワークの形成

～リード文調整中～

■都の取組

- 「民間取組等と連携した自然環境保全(OECM)」を支援し、分断化している緑地のネットワーク化を促進します。

■都・区市町村の取組

- 公園、河川、用水、街路樹、運河などを整備・保全することで、生きものの生息・生育環境のつながりを高めます。
- 隣接する自治体とのみどりのつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。

■都民の取組

- 公園、河川、用水などを保全するボランティア活動に参加することで、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■事業者の取組

- 開発に際しては緑地や水路の分断を極力避けるとともに、分断する場合は生物の移動経路を確保します。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■民間団体の取組

- 公園、水路、河川などを保全するボランティア活動を企画・運営し、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

- 学校等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

1-3 市街地における身近なみどりの保全・創出

～リード文調整中～

■都の取組

- 「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）」を支援し、市街地における身近なみどりの保全・創出に貢献します。

■都・区市町村の取組

- 多様な主体の取組により、屋敷林、雑木林、農地などのみどりの保全を進めます。
- 都市公園や街路樹、公共施設・住宅市街地などにおける在来種を用いた緑化の推進や水辺空間の創出など、限られた空間を活かして、生物多様性を高める工夫を進めます。

■都民の取組

- ベランダや庭でガーデニングを楽しみながら、鳥や昆虫が立ち寄れる場所を創出します。
- 自宅の庭に在来種を植栽するなど、生物多様性の向上を図ります。
- 住宅取得時に地域の生態系に配慮した緑地を創出します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等のみどりを市民協働による保全活動に参加します。
- 都の企画する保全体験プログラムに参加し、里山への理解を深めるとともに生物多様性の保全に貢献します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地において、在来種を植栽するなど生態系に配慮した緑化を進めます。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）」に位置付け、将来にわたって保全します

■民間団体の取組

- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地など身近なみどりにおいて、行政や市民等との協働による保全活動を企画・実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、身近なみどりが生物多様性にとって重要であること伝えます。
- 身近なみどりの保全に関して、専門的立場から助言します。
- 身近なみどりにおける環境面、健康面、防災面などの人への効用について、調査・研究を行います。

1-4 開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出

～リード文調整中～

■都の取組

- 東京都自然保護条例や東京都環境影響評価条例に基づき、開発事業を適切に審査し、生物多様性への影響を回避・低減するとともに、在来種植栽など生態系に配慮した緑化を促進します。

■都・区市町村の取組

- 行政が実施する公共工事や施設改修等においては、生態系への影響を回避・低減するほか積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努めます。
- 都市開発諸制度を活用し、開発区域のほか、開発区域外における生物多様性の保全に資する取組を誘導します。

■都民の取組

- 事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための保全活動に協力します。
- 開発において、生物多様性に配慮された内容になっているか、都民の立場から注目します。

■事業者の取組

- 開発を行う場合には、地域の生態系への影響を回避・低減するだけでなく、生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出します。
- ABINC、JHEP、SEGESなどの民間認証や都が進める江戸のみどり登録地を目指すなど、生物多様性に配慮した緑の創出を図ります。

■民間団体の取組

- 事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための活動に協力します。

■教育・研究機関の取組

- 開発時における効果的な生物多様性保全策について、専門的な立場から助言します。

行動方針2 希少な野生動植物の保全と外来種対策

2-1 希少な野生動植物の保全

～リード文調整中～

■都の取組

- 都内の野生動植物の最新情報を収集・把握するとともに、必要に応じて基礎調査を実施、レッドリストを定期的に更新します。
- 希少な野生動植物が生息・生育する生物多様性上重要な自然地を保全地域として指定するほか、都内の希少な野生動植物の保全に向けた取組を進めます。
- 極めて貴重な野生動植物種が絶滅のおそれにある場合には、域外保全による保護増殖なども実施します。
- 区市町村に対して、希少種保全等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。

■都・区市町村の取組

- 各地における市民協働による希少種の保全活動が効果的に推進できるよう、活動に携わる主体間の連携を促進するとともに、活動主体に対して技術支援や人材育成を行います。

■区市町村の取組

- 自治体内における自然環境のモニタリング調査などにより希少な動植物の情報を把握し、希少種保全に活かすほか、都のレッドリスト改定などの基礎情報として都に情報を提供します。

■都民の取組

- 希少種をはじめ都内で生きものを観察した場合には、環境省「いきものログ」などのデータベースに登録します。
- 自然地で希少種を見つけても、持ち帰らないようにします。また、SNSで位置情報の拡散はしないようにします。
- 地域で行われている希少種保全の活動があれば積極的に参加します。

■事業者の取組

- NPO等と連携し、希少種の生息・生育環境となる都内の自然地における生物多様性の保全に取り組みます。
- 事業所や工場の敷地における希少種の生息・生育環境を保全します。

■民間団体の取組

- NPO等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、協働による生きもの調査や保全活動を実施します。
- NPOや地元市民団体は、専門家の指導の下、希少種保全に向けた生息・生育環境の保全活動を実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、希少種保全の重要性について伝えます。
- 効果的な希少種保全に関して、専門的立場から助言を行います。
- 東京の生きもの情報に関する標本などの収集管理を行います。

2-2 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策の推進

～リード文調整中～

■都の取組

- 区市町村に対して、外来種対策等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。

■都・区市町村の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況モニタリング調査等を実施することで、最新動向を把握し、効果的な外来種対策に反映します。
- 生態系や人の生命・身体に影響を及ぼす外来種については、捕獲などの対策により被害を低減します。
- 地域における市民協働による外来種対策が促進されるよう、NPO や専門家等と協働し、対策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を推進します。
- 島しょ部など重要な地域では、特定外来生物など生態系等に被害を及ぼす外来種の根絶を目指します。
- ペットを遺棄しないよう、飼い主に対して動物の適切な飼養について普及啓発を実施します。
- 外来種の侵入に対して脆弱な、固有の生物相を有している島しょ部や、池沼等の閉鎖性水域は、侵入の早期発見に努め、侵入防止対策を推進します。

■都民の取組

- 行政やNPO などが主催する外来種防除イベントに積極的に参加します。
- 釣りなどで捕まえた外来種をリリース（再放流）しないようにします。
- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにします。
- ペットは責任を持って終生にわたり飼養し、それが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努め、ペットの遺棄は行いません。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における外来種対策に率先して取り組みます。
- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにします。
- 国内での外来種の拡散及び原産地での乱獲・密猟の防止の観点から、外国産のペットや希少な動植物は、安易に売らず、捨てず、終生飼養をするように呼びかけます。

■民間団体の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況モニタリング調査を実施し、東京の生きもの情報に関する基礎情報を収集することで、外来種対策に貢献します。
- 行政や専門家との協働の下、多くの都民に外来種防除活動に参画してもらえるようなイベントを開催します。
- 地域で活動するNPO 等は、近接する活動主体との情報連携を深め、協働による効果的な外来種対策等を推進します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、外来種対策の重要性、生物多様性の観点から生きものを放流・放逐することによる生態系への影響について伝えます。
- 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策に対して、専門的立場から助言します。
- 生きものの野外への放流などによる在来種の遺伝的攪乱の現状について、調査・研究を行います。

行動方針3 人と野生動物との適切な関係の構築

3-1 野生動物の保護管理及び人と野生動物との共存

～リード文調整中～

■都の取組

- 都民に被害をもたらす鳥獣等を除き、ケガや病気で弱った鳥獣について、野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施します。
- 人獣共通感染症に係るサーベイランスを実施し、感染症の発生状況の把握に努めます。

■都・区市町村の取組

- 農林水産物や生活環境への被害対策として野生動物の捕獲を行うとともに、生態系等への影響が著しい野生動物には、個体数管理として捕獲、又は人との棲み分けを図る保護を実施します。
- 野生動物に関する最新の動向の把握やモニタリング調査等を実施し、対策に反映します。

■都民の取組

- 野生の生きものに餌やりをしないことで、人と野生動物との間に適切な距離を保ちます。
- 庭木の果物や生ごみなどの誘引物を放置しないようにします。
- 感染症防止のため、不審な野生動物の死体を見つけた際には、むやみに触らず管理者に連絡します。

■事業者の取組

- 野生動物の餌となるような果物や野菜、生ごみなどの誘引物を屋外に放置しないようにします。
- 事業所の敷地や建物等の管理を適切に行うことで不用意に野生動物の営巣場所をつくらないようにします。

■民間団体の取組

- 行政と連携し、野生動物のモニタリング調査などに協力します。
- 自然体験活動の場などにおいて、参加者に人と野生動物との適切な距離のとり方などを伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、野生動物との共存について伝えます。
- 野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて、専門的立場から助言を行います。
- 野生動物の分布状況などについて、調査・研究を行います。

行動方針4 自然環境情報の収集・保管・発信

4-1 都内の野生動植物や生態系に関する情報の収集・保管・発信

～リード文調整中～

■都・区市町村の取組

- 各主体と連携し、都内の生きものや自然環境の基礎調査を実施するなど、自然環境情報の収集・保管・発信を強化し、保全策等の推進に努めます。
- 自然環境の基礎調査結果をもとに、指標となる種などを中心に継続的なモニタリング調査を実施することにより、自然環境の変化を長期的に把握します。

■都民の取組

- 身近な生きものや自然環境に関心を持ち、身の周りにどんな生きものがいるか観察します。
- 身近な植物、昆虫、野鳥などを観察して得られた情報を、環境省の「いきものログ」などのデータベースに登録します。
- 都、区市町村、その他の団体などが実施する生きもの調査に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における生きものや自然環境に注目し、定期的な調査や観察会を行う等の取組を実施します。
- 調査等により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

■民間団体の取組

- NPO 等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、協働による生きもの調査を実施します。
- NPO 団体は、生きもの調査を実施し、調査により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の基礎調査の重要性について伝えます。
- 自然環境分野における調査手法について、専門的立場から助言を行います。
- 東京の自然環境情報に関する標本などの収集管理を行うほか、調査・研究等により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

基本戦略Ⅱ

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上に活かす

行動方針5 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

5-1 持続可能な森づくりと木材の地産地消の推進

～リード文調整中～

■都の取組

- 多摩産材の利用拡大等を図ることなどにより、水源涵養など公益的機能を発揮する持続可能な森林循環を確立します。
- 公共施設や公共工事において率先的に多摩産材を利用するとともに、住宅整備などの機会を捉えて多摩産材をはじめとした国産木材の活用を促進します。
- 多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量の確保や小河内貯水池の保全、生物多様性の保全などに貢献し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎます。

■区市町村の取組

- 森林環境譲与税を活用するなどにより、自然が豊かな自治体で森林整備に寄与する環境学習の交流を実施します。
- 森林環境譲与税を活用するなどにより、保有施設などの公共施設において、多摩産材を率先的に利用します。

■都民の取組

- 家づくりの際には多摩産材の活用を検討します。
- ボランティアとして、東京の森づくりや水源林の保全をサポートします。

■事業者の取組

- 建築や備品購入の機会を通じて、多摩産材をはじめとする国産材の利用を拡大します。
- 都内の森林などで発生した薪やチップを地域の温浴施設などの熱源として利用します。
- 体験型のエコツアーやジビエを利用したレストランなど、野生動物を地域の魅力を高める観光資源として活用します。
- 企業の森に参加することで、東京の森づくりや水源林の保全に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政と連携しながら、植栽や下刈り、間伐、歩道づくりなど森林整備を行います。
- 行政と連携しながら、丘陵地などの雑木林の森林整備を進め、発生した木材を都民に販売します。

■教育・研究機関の取組

- 学校などの教育現場において、多摩産材をはじめとする国産木材を積極的に利用します。

5-2 農地の保全と生物多様性に配慮した農業の推進

■都の取組

- 区市町村と連携しながら農地の保全を図るとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成や農地の効果的な活用を促進します。
- 東京産農産物の価値を高め、地産地消を促進します。
- 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない有機農業に取り組む生産者を支援し、生物多様性に配慮した農産物の生産を促進します。

■都・区市町村の取組

- ボランティア団体と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全します。

■区市町村の取組

- 生産緑地の保全や市民農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間を保全・活用します。
- 地元農産物の価値を高め、地産地消を促進します。

■都民の取組

- 自宅の庭や市民農園・農業体験農園で自ら無農薬の野菜を作って家庭で楽しめます。
- 地元の旬な野菜や果物を購入し、地産地消することで、地域の農地の保全、都内食料自給率、食料の輸送に伴うCO₂削減、地域コミュニティの活性化等に貢献します。
- 東京都の認証マークの付いた「東京都エコ農産物」を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 化学合成農薬と化学肥料を削減し、生物多様性に配慮した農産物を生産します。
- 東京産食材を積極的に販売・使用し、地産地消に協力します。

■民間団体の取組

- コミュニティ農園の運営などにより、畑地や水田、農業用水の保全に貢献します。
- 行政と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で東京産食材を提供し、地産地消や東京産食材の普及啓発に貢献します。
- 農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や雨水浸透など、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究します。

5-3 持続可能な都内水産資源の管理

～リード文調整中～

■都の取組

- キンメダイなど主要魚種の資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図るとともに、資源管理に取り組む漁業者の取組をバックアップしていきます。

- 在来魚を食べるカワウの防除や外来種の駆除、漁場環境を保全するための河川や海岸での清掃活動などの取組を支援します。

■都・区市町村の取組

- 企業や消費者が資源や環境に配慮した水産物の選択的消費ができるよう、MSC や MEL などの水産エコラベルの普及を推進します。

■都民の取組

- 江戸前アユを食べるオオクチバスなどの外来魚を川に放流しなないようにします。また、釣り上げた外来魚はリリースしないようにします。
- 釣りをを行う際は、小さな魚はリリースする、魚の取り過ぎに気を付ける、ビニール、空き缶、残餌などのごみを持ち帰るなど、生物多様性に配慮した釣りを楽しみます。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択します。

■事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理します。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択・供給します。
- 生態系や漁場環境を保全するため、河川や海岸での清掃活動を実施します。
- 東京産水産物を積極的に販売・使用し、地産地消に協力します。

■民間団体の取組

- 在来魚を食べる外来魚又は遺伝的な交雑を進める可能性のある外来魚の放流を控えるよう呼びかけます。
- 河川敷のごみ拾いイベント等を通じて、河川へのプラスチックごみの流出を防ぎ、河川における生きものの生息環境を保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で MSC や MEL などの水産エコラベルのついた食材を提供し、食育を実践します。
- 水域の資源管理や環境保全について、専門的立場から助言します。

行動方針6 防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

6-1 防災・減災等に寄与するグリーンインフラの推進

～リード文調整中～

■都の取組

- 街路樹の樹冠を大きく仕立てる計画的な剪定などにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保し、暑さ対策に貢献します。

■都・区市町村の取組

- 多摩の森林や水源林等における間伐・枝打ちや里地里山における谷戸環境の保全などを進めることで、土砂流出の防止、水源涵養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献します。
- 公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理するとともに、レインガーデンの整備や雨水浸透ますの設置を進めることで、都内の雨水浸透・雨水貯留機能の向上を図ります。
- 都内における公園・緑地などのみどりを保全・創出することで、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 助成等により建物や敷地内における緑化や雨水浸透の取組を促進します。

■都民の取組

- 自宅の庭を植栽することに加え、雨水浸透ますを設置することで、地域の雨水浸透域の拡大に貢献します。
- 住宅取得時に、庭に雨水浸透ますを設置します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等を保全するボランティア活動に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- 開発を行う場合には、生態系への影響を回避・低減するだけでなく、緑地や水辺を積極的に創出します。
- 事業所や工場の建物に、屋上緑化や壁面緑化を積極的に導入し、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

■民間団体の取組

- 関係者と連携しながら、谷戸環境の保全を進めることで、里山が持つ保水・貯水機能による洪水リスクの低下と生物多様性の向上に貢献します。
- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地などの身近なみどりにおいて、ボランティアによる保全活動を企画・実施するほか、イベントなどを通じて自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。
- 自然環境が有する多面的機能やグリーンインフラの手法について、専門的立場から助言します。

コラム：NbS（Nature-based Solutions）

NbSは、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方であり、IUCNにおいては、「NbSを気候変動や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するもの」と定義しているため、自然の機能を活用していても生物多様性の損失を招く取組はNbSには当てはまりません。

NbSには、グリーンインフラやEco-DRR、生態系を活用した適応策（EbA：Ecosystem-based Adaptation）などが含まれ、あくまでそれらを統合する「傘」としての役割を果たす概念と言えます。



NbSの定義の概念図（IUCN2020）

基準1 社会課題	NbSは効果的に社会課題に取り組む
基準2 規模のデザイン	NbSのデザインは規模によって方向づけられる
基準3 生物多様性の純便益	NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす
基準4 経済的な実行可能性	NbSは経済的に実行可能である
基準5 包括的なガバナンス	NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている
基準6 トレードオフの比較考量	NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する
基準7 順応的管理	NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される
基準8 主流化と持続可能性	NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される

出典）IUCN(2020)自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準の利用ガイダンス

IUCNのグローバルスタンダードにおけるNbSの8つの基準（IUCN2020）

行動方針7 快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

7-1 地域の自然資源を活かした健康面・教育面などの効用促進

～リード文調整中～

■都の取組

- 自然公園や保全地域において、適切な維持管理を行うことにより、都民の健康増進を図る環境を提供します。
- 島しょ部におけるエコツーリズムの推進など、生物多様性に配慮した観光の振興を図るとともに、地域固有の魅力や地域の自然に根付く文化の普及を進めます。

■都・区市町村の取組

- 東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えると同時に、スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場となる公園・緑地等を整備・管理することにより、健康面・教育面にも寄与する快適で質の高い生活環境を創出します。

■区市町村の取組

- 市民農園の開設を推進し、市民に農地を活用したレクリエーションの場を提供します。

■都民の取組

- 子育ての中で子どもたちが自然環境に触れあう機会をつくります。
- 行政、事業者、民間団体などが企画する自然体験活動、農業体験、生きもの観察会などに積極的に参加します。
- エコツアーなどに積極的に参加することで、生物多様性に配慮しながら東京の自然の多様な魅力や地域に根付く文化を体験します。

■事業者の取組

- 企業が所有する緑地を都民に開放し、都民が自然に触れる機会を創出します。
- 農業体験農園の開設・運営を行い、市民の農業体験の機会を提供します。
- 観光など地域の自然資源を活用したプロジェクトを企画・運営する場合には、生きものや自然環境に影響を与えないように十分配慮します。

■民間団体の取組

- 地域の公園・緑地、水辺、農地などを自然環境教育や自然体験活動の場として活用するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

■教育・研究機関の取組

- 学校での自然環境教育や自然体験学習の場として、東京の多様な自然を活用するとともに、校内にも生物多様性に配慮したビオトープを創出するなど、身近に自然と触れあえる環境を整備し、自然環境教育に利用します。
- 自然に触れることが生物多様性の意識の醸成につながるなど、自然の利用と生物多様性保全との関係について調査研究します。
- 将来を担う次世代に対して、学校の自然体験活動の機会を通じ、自然環境に配慮した行動の重要性について伝えます。
- エコツーリズムなど自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的立場から助言します。

7-2 地域の自然資源を活かした歴史・文化の保全・継承

～リード文調整中～

■都の取組

- 在来種又は古来の栽培方法等に由来する「江戸東京野菜」や伝統的な手法等で作られた東京ならではの加工食品について普及啓発することで、東京の伝統的な食文化を継承します。
- 指定された保全地域において、伝統的な農法などを用いた里地里山の再生を推進します。

■都・区市町村の取組

- 農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全します。
- 文化財として指定されている天然記念物などを適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承します。

■区市町村の取組

- 地域における自然に根差した伝統知・地域知の保全・継承を進めます。

■都民の取組

- 伝統知を活かした谷戸田、薪炭林、ため池などを保全するボランティア活動などに参加し、里地里山の谷戸環境の保全に貢献するとともに伝統的な農法や文化について学びます。

■事業者の取組

- 地域の自然に根差した食文化や伝統知を観光資源の価値として見出し、その保全や継承に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政などと連携し、伝統知を活かした里山の保全・再生に関するボランティア活動を企画・実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、地域の人々のくらしや地域に根付く伝統文化・食文化を伝えていきます。

基本戦略Ⅲ

生物多様性の価値を認識し都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

行動方針8 生物多様性の理解促進

8-1 あらゆる主体における生物多様性の理解の促進

～リード文調整中～

■都の取組

- 区市町村に対して、生物多様性地域戦略の策定やポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた改定を支援するほか、生物多様性の取組を進める様々な関係者間の連携を促進するため、地域連携保全活動センターの設置を検討します。
- 自然地における特定の場所や登山道等に利用者が集中しすぎないように、東京の多様な自然の魅力を発信するとともに、自然公園、保全地域、都立公園などの利用ルールの普及啓発を推進します。

■都・区市町村の取組

- インターネットや関連施設等を活用して生物多様性に関する普及啓発を推進するとともに、様々な分野の施策や計画を生物多様性に考慮したものとすることで、都民生活や経済活動における生物多様性の理解を深めます。

■区市町村の取組

- ポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた生物多様性地域戦略を策定又は改定します。

■都民の取組

- 行政や NPO・NGO 等が実施している生物多様性関連のセミナーやイベントに積極的に参加し、生物多様性について学んだことを家族や周りの友人に話します。
- 自然公園、保全地域、公園緑地などにおける利用ルールを守り、自然を楽しみながら、生物多様性の重要性について学びます

■事業者の取組

- 商品販売などの事業活動や CSR 活動を通じて、生物多様性の価値や重要性を消費者に発信します。

■民間団体の取組

- 都民を対象とした生物多様性関連のセミナーやイベントを企画・開催します。

- 海外で起きている生物多様性の危機や都民ができる取組を発信します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の重要性について伝えます。
- 都民生活や経済活動における生物多様性のつながりについて、専門的立場から助言します。

行動方針9 生物多様性を支える人材育成

9-1 自然環境分野における環境教育・人材育成の促進

～リード文調整中～

■都・区市町村の取組

- 都内の様々な公園・緑地などのみどりや施設、ホームページ等において、自然環境教育や自然体験活動を促進します。
- 緑のボランティアや自然ガイドなど、東京の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めます。
- 都内の農林水産業や自然に根差した伝統工芸など、担い手の育成を促進します。

■区市町村の取組

- NPO等と連携し、公園緑地などで自然環境教育や自然体験活動のイベントを企画・運営します。
- 区市町村の施設において、生物多様性の普及啓発や環境学習講座を実施します。

■都民の取組

- 都や区市町村、NPO等が企画する生物多様性に関する環境教育イベントなどに参加し、普段の生活で実践できるよう理解を深めます。
- 子どもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加します。

■事業者の取組

- 企業の担当者や社員が生物多様性に関する環境教育イベントなどに参加し、生物多様性に配慮した企業活動や生活を実践できるよう理解を深めます。
- 企業緑地を自然体験や自然観察の場として都民に開放し、都民が生物多様性の重要性を学べる環境を創出します。
- 企業のCSR活動により、NPO等と連携し、地域の子どもたちを対象とした自然体験活動を実施し、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政や事業者等と連携しながら、都民が行動変容を起こせるような効果的な自然体験活動や自然環境教育を実施します。
- 自然環境教育や自然体験活動の効果的なプログラムを企画するほか、大学生のインターンを積極的に受入れ、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の保全に向けた取組や持続的な利用について伝えます。
- 公園・緑地や学内のビオトープなどを活用して自然環境教育を行うほか、児童・生徒とともに保全活動を実施します。
- 生物多様性に配慮した行動変容に関して、専門的な立場から助言します。

行動方針 10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

10-1 経済活動や消費行動における生物多様性への配慮

～リード文調整中～

■都・区市町村の取組

- グリーン購入等の推進により、環境への負荷を低減するとともに、FSC や SGEC、MSC などの環境認証商品や生物多様性に配慮した商品の普及を促進します。
- 生物多様性に配慮・貢献するグリーンファイナンスを促進します。

■都民の取組

- FSC や SGEC、MSC などの環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を積極的に購入します。
- 有機栽培された農産物等を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 金融機関は、生物多様性に配慮・貢献する事業を進める企業やプロジェクトに対して、積極的な投融資を進めます。
- サプライチェーンにおいて、生物多様性に対する負の影響を低減する取組に加え、生物多様性を回復させる取組を進めます。

- 生産者はライフサイクルで環境に配慮した製品や商品を製造し、市場に提供します。また、小売事業者はFSCやSGEC、MSCなど認証制度があるものについて積極的に認証を取得し、消費者が認証商品を選択できるようにします。
- 事業活動に当たっては、グリーン購入等の推進により、環境への負荷を低減するとともに、FSCやSGEC、MSCなどの環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を調達します。
- 商品販売やサービス提供の機会を通じて、生物多様性の価値や重要性を消費者に発信します。

■民間団体の取組

- 生物多様性に配慮した消費行動について普及啓発を行います。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性に配慮した経済活動や消費行動の重要性について伝えます。
- 都民生活や経済活動における消費・調達が与える地球規模の生物多様性に対する負の影響について、調査・研究します。

10-2 資源循環促進による生物多様性への貢献

～リード文調整中～

■都の取組

- 持続可能な資源利用の実現を目指し、東京における持続可能な「消費・生産」について検討するとともに、その実現に向けた施策を実施します。

■都・区市町村の取組

- プラスチックごみや食品ロスの削減による地球規模の生物多様性への負荷軽減に向けた対策を実施します。

■都民の取組

- マイバッグやマイボトルを携帯し、リユースやシェアリング、量り売り等を活用するなど、使い捨てプラスチックを使用しない生活を送ります。
- 日々の暮らしの中で食材の買いすぎや食べ残しなどによる食品ロスを削減し、地球規模の生物多様性にも配慮した生活を送ります。

■事業者の取組

- リユース・シェアリング・量り売り等を積極的に進めるとともに、回収・輸送ルートの効率化及び技術革新による水平リサイクル実装を進め、使い捨てプラスチックの消費を削減します。
- 事業活動における食品ロスの発生状況を把握し削減を図るとともに、余った食品をフードバンク等に寄付するなど、食品ロス削減につながる取組を実施します。

■民間団体の取組

- 使い捨てプラスチックを使用しない生活を、イベント等を通じて普及啓発します。
- 企業や家庭で余った食品について、フードバンク・フードドライブ等の活動を通じて、食品ロスの削減を図ります。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、プラスチックごみや食品ロス削減の重要性について伝えます。
- 資源利用に伴う地球規模の生物多様性への影響やプラスチックごみが与える海洋生態系への影響について、調査・研究します。

10-3 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決

■都の取組

- 2050年までに世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」に向けた施策を推進します。

■都・区市町村の取組

- 2050年までにCO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現を目指し、気候変動対策と生物多様性保全の連関を踏まえ、両課題の解決に貢献する各種施策を推進します。

■都民の取組

- 2050年CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、日々環境に配慮した生活を送ります。

■事業者の取組

- 2050年CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、環境に配慮した事業活動を進めます。

- 再生可能エネルギーの導入など、気候変動対策においても生物多様性に配慮します。

■民間団体の取組

- 地球温暖化が生物多様性に及ぼす影響についての普及啓発を行います。
- 地球温暖化に伴う生きものの分布域の変化や生物季節の変化などをモニタリングします。
- 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の視点を踏まえた各種取組を進めます。

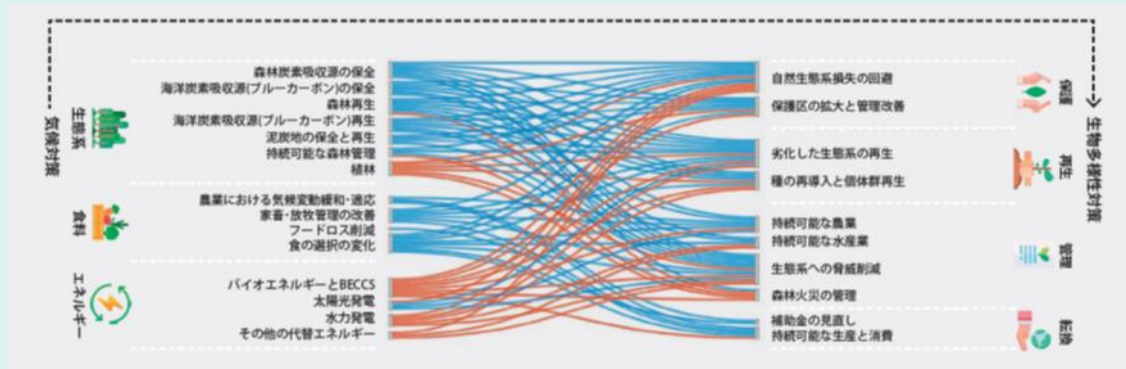
■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の重要性について伝えます。
- 地球温暖化と生物多様性の連関に関する調査・研究を行います。
- 気候変動対策と生物多様性保全が相互に与える影響について、専門的な立場から助言を行います。

コラム：生物多様性対策と気候変動対策との連関

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策は、相互に関連しています。

気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があります。

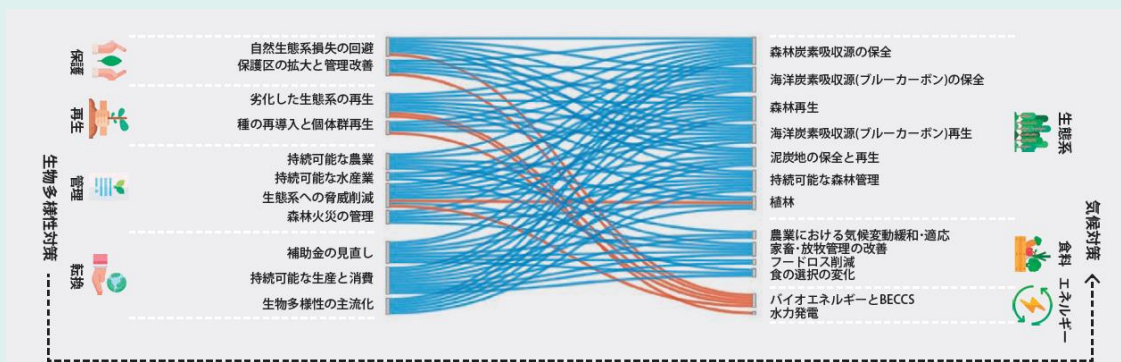


気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典：IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説（2021年9月：IGES）

一方、生物多様性の保護と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いです。しかしながら、その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣る可能性があります。



生物多様性保全策による気候変動緩和策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典：IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説（2021年9月：IGES）

生物多様性対策

適応⇒生物多様性対策が気候変動適応策に貢献

- 生物多様性の保全のために森林や緑地を保全したり緑地を創出したりすることは、雨水浸透機能の維持や雨水浸透域の拡大に貢献し、気候変動に伴う大雨による浸水被害のリスク軽減につながる など

緩和⇒生物多様性対策が気候変動緩和策に貢献

- 生物多様性の保全のために森林や緑地における樹木の若返りを促したり緑地を創出したりすることは、植物による二酸化炭素吸収量の拡大につながる など

影響⇒気候変動対策が生物多様性対策に影響

- 森林伐採を伴うメガソーラーの設置など自然環境への配慮を伴わない再生可能エネルギー施設の設置は、生物多様性の損失につながる
- 天然林を二酸化炭素吸収率の高い単一の樹種に置き換えることは、生物多様性の劣化につながる など

気候変動対策

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策の連関の事例